

## 市政の報告と議案説明

### (市政の報告)

本年6月から今日までの市政の概要についてご報告申し上げ、議会を始め市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、7月に入り、新型コロナウイルス、オミクロン変異株「BA.5」の感染者が全国的に急速に拡大しました。

この感染の第7波により、五條市におきましても一日当たりの感染者数が過去最高を更新する日が続きました。

このため、4年ぶりに開催予定となっていた吉野川祭り納涼花火大会やトレジャーキャンプ、文化祭など各種事業が中止となっております。

市民の皆様には、今一度気を引き締め、感染防止対策を継続していただきますようお願い申し上げます。

それでは、市政の報告に入らせていただきます。

始めに、連携協力に関する協定の締結についてであります。

豊かな自然環境など市内にある資源を有効活用することにより、アウトドア活動を通じて、将来の地域社会を担う人材を育むとともに関係人口を呼び込み、もって、市民生活の質の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、株式会社モンベルと連携と協力に関する包括協定を締結しました。

今後、自然体験の促進による環境保全意識の醸成のほか、子供たちの生き抜いていく力の育成など7項目について、株式会社モンベルと連携して取り組んでまいります。

次に、スマホ教室についてであります。

高齢者のマイナンバーカードの取得を後押しするため、スマートフォンの利便性を実感していただくとともに、マイナンバーカードの活用方法についても理解していただく機会として、市役所等においてスマホ教室を開催しています。

8月18日時点で3回開催し、60代から90代の高齢者22人が受講されております。

スマホ教室では、電源の入れ方などスマホの基本操作やインターネットの使い方、マイナンバーカードの説明を行っています。

さらに、講座終了後、マイナンバーカード未取得者に対して申請のサポートも行っています。

次に、防災事業についてであります。

防災意識の向上や災害時の体制を確認することを目的に、自衛隊、国土交通省、奈良県、警察、消防のほか、自治連合会、自主防災会など29の関係機関や団体に参加いただき五條市総合防災訓練を3年ぶりに開催しました。

関係団体との展示型訓練においては、防災技術の向上や災害時における連携の確認を図るとともに、市民の皆様に参加いただいた体験型訓練を通して日頃から防災意識を持ち、命を守るための取組を続けることの重要性を再認識していただきました。

また、災害時に避難所でキッチンカーによる温かい本格的な食事の提供が可能となる協定を、関西移動販売車組合を運営する株式会社メルカートと締結しました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種3回目接種については、8月15日時点で12歳以上の方で19,778人、接種対象者の81.9%が接種を終えておられます。

また接種を希望する5歳から11歳の児童については、191人が2回目の接種を終えておられます。

4回目の接種につきましては、60歳以上と18歳から59歳までの方のうち基礎疾患を持つ方又は重症化リスクが高いと医師が判断した方に対して、6月25日から接種を開始しましたが、7月22日に医療従事者及び高齢者施設等従事者が対象者に追加されました。

本市では、速やかに五條市医師会や高齢者施設等に周知を行うなど円滑な接種に努めているところです。

こうした結果、8月15日時点で4,962人が接種を終えておられます。

また、秋以降に予定されておりますオミクロン株対応ワクチンの接種体制につきましては、関係機関との調整等準備を進めているところであります。

次に、人権施策事業についてであります。

奈良県下では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」として、県・市町村・各関係機関等が連携して市民の人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めているところです。

五條市では、去る7月9日に、「差別をなくす市民集会」を、参加人数を制限し、事前申込み制とするなど、感染症対策を万全にした上で3年ぶりに開催することができました。

歌を交え、命の尊さをわかりやすく訴えた講演は、参加者の感性に率直に

響き、大変好評を得ました。

今後も、コロナとの共生を視野に、創意工夫しながら人権意識の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、福祉事業についてであります。

6月定例会でご議決いただきました、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について、6月30日にひとり親世帯、206世帯318人、7月14日にひとり親世帯以外の世帯、143世帯304人にそれぞれ児童一人当たり5万円を給付しました。

なお、高校生のみの子育て世帯及び家計急変等の世帯に関しては、7月から申請を受け付けているところです。

さらに、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生まれ、最初の住民登録地が五條市である新生児一人につき5万円を支給する「出産支援臨時特別給付金」についても、8月から申請の受付を開始しております。

また、高齢者施策として、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現や地域包括ケアシステムの構築を目指し、6月下旬から7月後半にかけて、市内6圏域において地域ケア会議を開催し、75人の参加者から様々な意見をいただいたところです。

次に、教育行政についてであります。

まず、五條東小学校建築物確認調査の進捗状況であります。

昨年11月から実施していた、当初の設計図書と既存建築物との確認調査等において、今年5月に不整合箇所が判明しました。

この時点で、子供の安全を最優先に考え、他の校舎への移転を検討してき

たところではありましたが、並行して実施していた確認調査における耐震構造計算の結果が国の基準値以上であったため、引き続き五條東小学校を使用することとしました。

今後、学校適正化については、当初の計画どおり五條東小学校を統合校とし、令和5年4月実施予定で進めてまいります。

保護者始め地域の皆様には大変ご心配をおかけしましたが、今後に向け、更なるご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、西吉野農業高等学校についてであります。

本校は、1学年から4学年まで、学年に応じた実習中心のカリキュラムを組み立てるなど、実学による学習に取り組んでいるところです。

その一環として、2年生を対象に5月31日から6月3日まで3泊4日の日程で、三重県南牟婁郡御浜町にある御浜天地農場において、梅の収穫体験やスマート農業について研修を行いました。

生徒たちは晴天の下、額に汗を浮かばせながら黙々と作業に打ち込みつつ、夢をもって働くことの重要性を教わるなど、社会人としての責任や就農の楽しさについても学びました。

また、7月8日には奈良県副知事等による県南部地域の視察を、7月14日には総務省過疎対策室の審議官等による過疎問題懇談会の視察をそれぞれ受け、本校が地域農家の協力を得て取り組んでいる実学を重視した教育方針について意見交換を行いました。

市政の報告は、以上であります。

## **(提出議案の説明)**

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第14号 専決処分の報告について（五條市税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、五條市税条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第15号 専決処分の報告について（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正）につきましては、租税特別措置法等の改正に伴い、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、議第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第45号 五條市立民俗資料館条例等の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第46号 五條市斎場条例の全部改正につきましては、五條市斎場に指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第47号 令和4年度五條市一般会計補正予算（第5号）議定に

つきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ5,746万2千円を追加し、総額186億762万1千円とする予算の補正及び債務負担行為の補正でございまして、主な内容といたしましては、予防費において5,407万3千円などを追加するものでございます。財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第48号 令和4年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、総額には変更が生じない、債務負担行為のみの補正でございます。

次に、議第49号 令和4年度五條市介護保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ670万円を追加し、予算総額を42億2,100万円とするもので、財源につきましては、繰越金を見込みまして補正予算を編成いたしております。

次に、議第50号 令和4年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、総額には変更が生じない、債務負担行為のみの補正でございます。

次に、認第1号から認第9号までにつきましては、令和3年度の五條市一般会計及び各特別会計の決算の認定、五條市水道事業会計の決算の認定並びに五條市下水道事業会計の決算の認定を求めるものであります。

次に、同第3号 五條市名誉市民の決定につきましては、五條市名誉市民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、小松靖幸委員の任期が令和4年12月31日をもって満了する

ため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。